

2020年7月31日

各 位

会 社 名 ニューラルポケット株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 重松 路威
(コード番号：4056 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役 CFO 財務管理部長 染原 友博
(TEL 03-5157-2345)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定

並びに売出株式数及び第三者割当による募集株式数の変更のお知らせ

2020年7月10日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行等につきましては、2020年7月31日開催の当社取締役会において、最近の株式市場の動向等を勘案して売出株式数及び第三者割当による募集株式数を変更し、未定でありました募集株式の払込金額等を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の払込金額 1株につき 金 680円
(ただし、引受価額が募集株式の払込金額を下回る場合は、当該募集株式の発行を中止する。)
- (2) 募集株式の払込金額の総額 282,200,000円
- (3) 仮 条 件 800円から900円
- (4) 仮 条 件 の 決 定 理 由 当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 数 の 変 更 2020年7月10日開催の当社取締役会において決議いたしました引受人の買取引受による売出しにつきましては、2020年7月31日開催の当社取締役会において売出株式数を163,000株から133,600株へ変更することを決議いたしました。
- (2) 変更後の売出人及び売出株式数 東京都港区
重松 路威 133,600株

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売 出 株 式 数 の 変 更 2020年7月10日開催の当社取締役会において決議いたしましたオーバーアロットメントによる株式売出しにつきましては、2020年7月31日開催の当社取締役会において売出株式数を86,700株（上限）から

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- 82,200株（上限）へ変更することを決議いたしました。
- (2) 変更後の売出人及び売出株式数 売出人 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社
- 売出株式数 当社普通株式 82,200株（上限）
（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又は本オーバーアロットメントによる株式売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2020年8月12日（発行価格等決定日）に決定される。）

4. 第三者割当による募集株式発行の件

- (1) 募集株式数の変更 2020年7月10日開催の当社取締役会において決議いたしました第三者割当による募集株式86,700株の発行につきましては、2020年7月31日開催の当社取締役会において82,200株へ変更することを決議いたしました。
- (2) 募集株式の払込金額 1株につき 金 680円
- (3) 募集株式の払込金額の総額 55,896,000円

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出席出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------|
| (1) 募集株式数 | 当社普通株式 415,000株 |
| (2) 売出株式数 | ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 133,600株 |
| | ② オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限82,200株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2020年8月4日(火曜日)から
2020年8月11日(火曜日)まで |
| (4) 価格決定日 | 2020年8月12日(水曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間 | 2020年8月13日(木曜日)から
2020年8月18日(火曜日)まで |
| (6) 払込期日 | 2020年8月19日(水曜日) |
| (7) 株式受渡期日 | 2020年8月20日(木曜日) |

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が82,200株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である重松路威(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2020年7月10日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式82,200株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、2020年8月20日(上場日)から2020年9月17日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	13,369,000株
公募による新株式発行による増加株式数	415,000株
公募後の発行済株式総数	13,784,000株
第三者割当による新株式発行による増加株式数	82,200株(最大)
増加後の発行済株式総数	13,866,200株(最大)

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 316,530 千円(※)については、第三者割当増資の手取概算額上限 64,280 千円(※)と合わせた手取概算額合計上限 380,810 千円について、AI エンジニア等の採用費及び人件費に充当する予定であります。

AI エンジニアリング事業を拡大し、継続的に成長するための、優秀な AI エンジニアをはじめとした人材の採用費及び人件費として 380,810 千円(2021 年 12 月期に 161,000 千円、2022 年 12 月期に 219,810 千円)を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(※) 仮条件(800 円～900 円)の平均価格(850 円)を基礎として算出した見込額であります。

4. ロックアップについて

公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である重松路威、当社株主であるオフィス重松株式会社、並びに当社新株予約権者である佐々木雄一、染原友博、周涵及び竹村実穂は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後90日目の2020年11月17日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)等を行わない旨合意しております。

当社株主である UTEC 4 号投資事業有限責任組合及びミシュースティン ドミートリは、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後90日目の2020年11月17日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却(ただし、その売却価格が本募集における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後にみずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所における売却等は除く。)等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の2021年2月15日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2020年7月10日開催の当社取締役会において決議されたみずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社は上記90日間又は180日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。